

議案第 4 5 号

大口町手数料条例の一部改正について

大口町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町手数料条例の一部を改正する条例

大口町手数料条例(平成12年大口町条例第6号)の一部を次のように改正する。
別表個人番号カード再交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
手数料の種類	単 位	金額	備考	手数料の種類	単 位	金額	備考
略	略	略		略	略	略	
住民票の除票記載 事項証明書交付手 数料	1 通	200		住民票の除票記載 事項証明書交付手 数料	1 通	200	
戸籍の附票の写し 交付手数料	1 通	200		個人番号カード再 交付手数料	1 枚	800	
略	略	略		戸籍の附票の写し 交付手数料	1 通	200	
				略	略	略	

改正要旨

1 改正の概要

個人番号カードは、初回の交付手数料は無料ですが、紛失等による再交付は有料としており、大口町手数料条例別表にその項目及び金額（８００円）を定めています。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に関する手数料は、地方公共団体情報システム機構が定める旨が規定され、令和３年９月１日から施行されるため、本条例別表の個人番号カード再交付手数料の項目を削除します。

2 施行期日

令和３年９月１日から施行します。